

青森県報

第五百十七号

令和四年
九月三十日
(金曜日)

目次

告 示

| | | |
|---|---------------|-----|
| ○環境影響評価に係る技術指針の改定…………… | (環境保全課) | … 一 |
| ○生活保護法による施術者の指定…………… | (健康福祉課) | … 五 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… | (障害福祉課) | … 五 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… | (同) | … 五 |
| ○漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正…………… | (水産振興課) | … 五 |
| ○道路の供用の開始…………… | (道路課) | … 五 |
| 公 告 | | |
| ○建設業者の許可の取消し…………… | (東青地域 県民局) | … 六 |
| ○右 同…………… | (同) | … 六 |
| ○右 同…………… | (西北地域 県民局) | … 六 |
| ○右 同…………… | (同) | … 七 |
| 公安委員会 | | |
| ○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………… | (会計課) | … 七 |
| ○右 同…………… | (同) | … 八 |
| 公営企業 | | |
| ○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………… | (病院 管理局) | … 八 |

告 示

青森県告示第五百二十五号

青森県環境影響評価条例(平成十一年十二月青森県条例第五十六号)第十一条第一項の規定により定めた環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定その他の環境影響評価を行うために必要な事項に関する技術的な指針を次のとおり改定したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定により告示する。

令和四年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

別表第1の備考の2(5)に次のように加える。

○風力発電所

- ・ 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
- ・ 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。
- ・ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
- ・ 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。
- ・ 施設の稼働として、風力発電所の運転を行う。

別表第2を次のように改める。

別表第2 影響要因・環境要素関連表

| 影響要因の区分 | | 工事の実施 | | | | | | 土地又は工作物の存在及び供用 | | | | | | | | | | |
|---------|--|------------|---------|--------------|--------|---------|------------|-----------------|--------------|--------|------------|-----------|-------|-----------|---------|--------|-------------|---|
| | | 資材等の運搬 | 建設機械の稼働 | 土地の造成・樹木の伐採等 | 工作物の建設 | 工事に伴う排水 | 廃棄物等の発生・処理 | 改変後の地形・樹木伐採後の状態 | 改変後の河川・湖沼・海域 | 工作物の出現 | 自動車・鉄道等の走行 | 資材・製品等の運搬 | 施設の稼働 | 取水・揚水・排水等 | 人の居住・利用 | 廃棄物の処理 | 有害物質等の使用・排出 | |
| 環境要素の区分 | 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | 大気環境 | 大気質 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | | | 騒音 | ○ | ○ | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| | | | 振動 | ○ | ○ | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| | | | 悪臭 | | | | | | | | | | | ○ | | | ○ | |
| | | | 風害 | | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| | 水環境 | 水質 | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 水底の底質 | | ○ | | | ○ | | | ○ | | | | | ○ | | ○ | ○ |
| | | 地下水の水質及び水位 | | | ○ | | | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ |
| | | 水象 | | | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | | |
| | 土壌環境・その他の環境 | 地形・地質 | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| | | 地盤(地盤沈下) | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| | | 土壌(土壌汚染) | | | ○ | | | | | | | | | | | ○ | ○ | |

| | |
|---|---|
| 7 | 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえ、風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 |
| 8 | 予測地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点 |
| 9 | 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期 |

別表第3の備考の7を備考の8とし、備考の2から備考の6までを1ずつ繰り下げ、備考の1の次に次のように加える。

- 2 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。

青森県告示第五百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 氏 名 | 住 所 | 指 定 年 月 日 |
|-------|-----------------------|-----------|
| 鈴木 純也 | 十和田市ひがしの二丁目一三の三八 | 令和四・七・二七 |
| 小向 智宏 | 十和田市東十二番町二〇の三五あすなる荘二号 | 四・七・二 |
| 下館 良憲 | 三沢市桜町二丁目八の一八 | 〃 |

青森県告示第五百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和四年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----------------|----------------|-----------|
| あい楽訪問看護リハステーション | 八戸市新井田字石動木平一の一 | 令和四・〇・一 |

青森県告示第五百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和四年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 辞 退 年 月 日 |
|-----------|--------------|---------------|
| あけぼの薬局新町店 | 青森市新町一丁目一〇の七 | 令和四・九・三〇 |

青森県告示第五百二十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和四年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | |
|--------------------------|--|
| 六ヶ所区域 六ヶ所村海水漁業協同組合の地区 | 1 小型定置漁業及びさけ・ます定置漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてたこ籠漁業 |
|--------------------------|--|

二の表六ヶ所区域の項を次のように改める。

青森県告示第五百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年十月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|----------|--|----------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 県道横浜六ヶ所線 | 上北郡横浜町字豊栄平二〇八から 上北郡横浜町字豊栄平二〇〇の四まで | 令和四・九・三〇 |
| 県道石無坂鹿田線 | 三戸郡新郷村大字戸来字馬場野二一の一から 三戸郡新郷村大字戸来字毛サ沢五二の一まで | 〃 |

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 浅井建築サービス株式会社
- 二 代表者の氏名 浅井直子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市花園二丁目七の五〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一〇〇三三〇号
- 五 取消年月日 令和四年五月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年五月十六日前記建設業者が許可を受けた建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社海江田技建
- 二 代表者の氏名 海江田裕三
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡二一八の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一〇〇六七号
- 五 取消年月日 令和四年九月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和四年六月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社斉藤板金製作所
- 二 代表者の氏名 斉藤文隆
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市木造出来島雄子森石沢一〇の八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第一三三七二号
- 五 取消年月日 令和四年八月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和四年八月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社世永工務店
- 二 代表者の氏名 世永俊行
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字関字栃沢二五七の八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第一一五〇三号
- 五 取消年月日 令和四年八月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和四年七月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第

一項第五号の規定に該当する。

公安委員会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年九月三十日

青森県警察本部長 磯 丈 男

- 一 物品等の名称及び数量
青森県警察県内WAN端末等賃貸借(二〇二二)一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和四年九月十五日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター
青森市三内字丸山三九三の二七〇
- 六 落札金額
八百十八万四千円
- 七 落札者を決定した手続
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和四年八月三日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年九月三十日

青森県警察本部長 磯 丈 男

- 一 物品等の名称及び数量
青森県警察IT戦略システム機器賃貸借（二〇二二） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和四年九月十五日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社青森共同計算センター
青森市第二間屋町三丁目一〇の二六
- 六 落札金額
百十六万六千円
- 七 落札者を決定した手続
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和四年八月三日

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年九月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
重油（日本産業規格 一種二号） 九万六千リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和四年八月二十六日
- 五 落札者の名称及び住所
北日本石油株式会社青森販売支店
青森市問屋町一丁目六の二〇
- 六 落札金額
一リットル 八十三円九十三銭
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和四年二月九日

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円